

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程

平成26年4月1日規程第305号

平成27年3月27日改正

平成28年3月25日改正

平成28年12月16日改正

平成30年3月9日改正

平成30年11月9日改正

令和4年6月1日改正

令和4年6月24日改正

令和4年11月4日改正

令和4年11月25日改正

令和5年3月24日改正

令和5年12月15日改正

令和6年3月15日改正

令和7年3月28日改正

令和7年5月16日改正

令和8年3月27日改正

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 給料（第3条－第14条）

第3章 管理職手当（第15条）

第4章 初任給調整手当（第16条）

第5章 扶養手当（第17条－第23条）

第6章 地域手当（第24条－第25条）

第7章 住居手当（第26条－第27条）

第8章 通勤手当（第28条）

第9章 特殊勤務手当（第29条）

第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（第30条－第38条）

第11章 期末手当及び勤勉手当（第39条－第50条）

第12章 雑則（第51条－第59条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条第2項の規定に基づき、職員（地方独立行政法人市立吹田市民病院定年前再雇用短時間勤務職員規程第2条の規定により採用された定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用職員」という。）を含む。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 吹田市からの派遣職員の給与の支給に関する取扱いについては、吹田市職員の例によるものとする。

（給与の種類）

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給料

（給料）

第3条 給料は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職員の職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

（給料表）

第4条 給料表は、次のとおりとする。

- （1）事務職等給料表（別表第1）
- （2）削除
- （3）医療職給料表（一）（別表第3）
- （4）医療職給料表（二）（別表第4）
- （5）医療職給料表（三）（別表第5）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事

長が別に定める。

- 3 理事長は、全ての職員の職務を前項に規定する等級のいずれかに格付けし、第1項に規定する給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員(定年前再雇用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員を1の職務の等級から他の職務の等級に異動させる場合、又は1の職務から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職務に異動させる場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給の基準等)

第6条 職員の昇給は、別に規程で定める日に、同日前2年の期間内において別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては57歳)に達する日の属する年度の末日を経過した職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員にあつては、1号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 削除

- 4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 5 職員の昇給は、病院の業績に応じて行わなければならない。

(定年前再雇用職員の給料月額)

第7条 定年前再雇用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の別に応じた定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額に、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の勤務時間等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 定年前再雇用職員の職務の等級は6等級とする。ただし、退職時に7等級の者については7等級とする。

(給料支給の始期及び終期)

第8条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由の生じた職員に対しては、その日から給料を支給する。

2 職員の号給に異動を生じた場合においては、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

4 前項に規定する場合のほか、職員に給料の支給をやめるべき事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

(給与の減額)

第9条 職員が、勤務時間等規程第3条第2項、第4条第1項、第10条及び別表の規定による勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日（勤務時間等規程第9条に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の休暇に関する規程第2条に規定する休暇（理事長が別に定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないこと及び給与を支給することにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の育児・介護休業等に関する規程の規定により、所定の勤務時間中に勤務しないときの給与の取扱いについては、同規程に規定する給与の取扱いに基づくものとする。

3 前2項の規定により減額すべき給与額の計算については第36条の規定を準用する。

(休暇の場合)

第10条 病気休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間（地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の休暇に関する規程第4条第3項により引き続いたものとみなされなかった日数を含む）については、取得した休暇のうち10日分は基本給その他の月毎に支払われる給与を支給し、残りの取得期間中は支給しない。

2 産前休暇及び産後休暇の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

(休職者の給与)

第11条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職になった

ときは、休職の期間中給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項以外の心身の故障により、職員が就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、第4項及び第40条の規定により算定した期末手当を除き、休職の期間中給与を支給しないものとする。
- 3 職員が就業規則第15条第1項第2号から第4号に掲げる事由により休職になったときは、休職の期間中給与を支給しないものとする。
- 4 第2項に規定する職員の期末手当に係る在職期間の算定に当たっては、休職した期間（その全部又は一部が基準日以前6か月以内の期間にある休職の期間の初日から末日までの期間をいい、当該期間が2以上あるときは、これらの期間を合算した期間をいう。）を除算する。
- 5 第2項に規定する職員が、休職の期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第49条の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長の定める職員については、この限りでない。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「第39条」とあるのは、「第11条第5項」と読み替えるものとする。

（事務引継等の場合の給料）

第12条 退職した者が法令により、又は特に命を受けて事務引継又は残務整理のため事務に従事する場合においては、その事務が終了する日まで、なお退職した際の給料を日割により支給する。

（給料等の支給及び支給日）

第13条 給料の給与期間は、月の1日から末日までとし、毎月1回その月の月額的全額を支給する。

- 2 前項の給料の支給日は、その月の15日（1月及び5月にあつては、17日）とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。
- 3 初任給調整手当、扶養手当、地域手当（管理職手当に係るものを除く。）及び住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに扶養手当及び住居手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないと

きは、その日後に支給することができる。

- 4 管理職手当、地域手当（管理職手当に係るものに限る。）、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、1 の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

（給料支給の特例）

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号の事由に該当する場合においては、その際に給料を支給することができる。

- （1） 給料の支給日後において新たに職員となったとき又は職員が給料の支給日前に退職し、又は死亡したとき。
- （2） 職員が疾病、災害、出産、婚礼若しくは葬儀の費用又はやむを得ないものと認められる事由により1週間以上にわたる帰郷をする場合の費用に充てるため、給料の支給期日前に支給の請求をしたとき。

- 2 前項第2号の場合においては、請求があった日までの給料を日割で支給する。

第3章 管理職手当

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その勤務の特殊性に基づき支給する。

- 2 第30条及び第32条の規定は、管理職手当が支給される職員に対しては理事長が定める場合を除き適用しない。

第4章 初任給調整手当

（初任給調整手当）

第16条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第5章 扶養手当

（扶養手当）

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）以外の扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員（以下「給料表1等級等職員」という。）に対しては、支給しない。

(扶養親族の範囲)

第18条 扶養手当の支給の対象となる扶養親族は、次に掲げる者で、他の生計のみちがなく、主としてその職員（定年前再雇用職員を除く。以下この章において同じ。）の扶養を受けているものとする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 身体又は精神に著しい障害のある者

2 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 前項第5号に掲げる者にあつては、終身労務に服することができない程度でない者

(扶養手当の月額)

第19条 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が2等級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員にあつては、3,500円）とし、扶養親族たる子については1人につき13,000円とする。

2 特定期間（15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。）にある扶養親族たる子に係る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず1人につき5,000円を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第20条 扶養手当の支給の原因となる事実が生じた場合、扶養手当の支給の原因となる事実が消滅した場合又は扶養手当の支給の原因となる事実に変更が生じた場合には、職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。ただし、職務に変更があつた場合（扶養親族たる配偶者、父母等のある給料表1等級等職員が給料表1等級等職員以外の職員となった場合を除く。）又は扶養親族たる子若しくは第18条第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合については、届け出ることを要しない。

2 前項の届出は、別に定める様式により行わなければならない。

(認定)

第21条 理事長は、職員から前条の届出を受けたときは、当該扶養親族が第18条に定める要件を備えているかどうかを確認し認定しなければならない。

2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第22条 理事長は、前条の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

(扶養手当の支給の支給期間等)

第23条 扶養手当の支給は、扶養手当の支給の原因となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当の支給の原因となる事実が消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、扶養手当の支給の開始に係る第20条の規定による届出が、その原因となる事実が生じた日から15日を経過した後に行われたときは、扶養手当の支給は、届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

2 扶養手当の支給額の改定は、扶養手当の支給の原因となる事実に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。この場合において、当該変更により扶養手当の支給額を増額する場合については、前項ただし書の規定を準用する。

第6章 地域手当

(地域手当)

第24条 地域手当は、給料の支給を受ける職員に対して支給する。

第25条 前条に規定する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第7章 住居手当

(住居手当)

第26条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用

料を含む。)を支払っている職員(理事長が定める職員を除く。)に支給する。

第27条 前条に規定する住居手当の月額、次の各号に掲げる職員(定年前再雇用職員を除く。以下この章において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- 2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員住居手当規程で定める。

第8章 通勤手当

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の理事長が特に承認する交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度とする。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（定年前再雇用職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額
- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る前2号に定める額を55,000円として算出した額を限度とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員通勤手当規程で定める。

第9章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第29条 特殊勤務手当は、特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする職員に対して、これを給料に組み入れることが困難又は不適當な事情があるときは、勤務の特殊性に応じて支給することができる。

- 2 前項に規定する特殊勤務手当の支給については、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特殊勤務手当規程で定める。

第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当

(時間外勤務手当)

第30条 時間外勤務手当は、所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した時間に応じて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師については、理事長が別に定める時間に応じて支給する。

第31条 前条に規定する時間外勤務手当の支給額は、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- (1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再雇用職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が常勤の職員の1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務時間等規程第3条第1項、第10条及び別表の規定による週休日に勤務時間等規程第4条第1項の規定により所定の勤務時間を割り振られた職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間（理事長が定め

る時間を除く。) に対して、勤務 1 時間につき、第52条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 定年前再雇用職員が勤務時間等規程第 3 条第 1 項、第10条及び別表の規定による週休日にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における所定の勤務時間との合計が常勤の職員の 1 週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は、適用しない。

(休日勤務手当)

第32条 休日勤務手当は、所定の休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第33条 前条の規定に基づく給与として、休日において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（勤務時間等規程第 9 条第 3 項の規定により、休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除された者を除く。）には、休日勤務手当を支給する。

- 2 休日勤務手当の支給額は、所定の勤務

時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第52条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が12月29日から翌年の 1 月 3 日までの場合、理事長が特に認めた職員には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(夜間勤務手当)

第34条 夜間勤務手当は、所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した時間に応じて支給する。

第35条 前条に規定する夜間勤務手当の支給額は、所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第52条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(時間の計算)

第36条 第31条、第33条及び第35条の規定により、それぞれの手当の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算する。

- 2 前項の場合において、1 時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のとき

は1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(宿日直手当)

第37条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員（医師を除く。）に対して支給する。

第38条 前条に規定する宿日直手当の支給額は、その勤務1回につき5,100円（理事長が指定する宿日直勤務にあつては、13,500円）を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

2 前項の勤務は、第30条、第32条及び第34条の勤務には含まれないものとする。

第11章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第39条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。

第40条 前条に規定する期末手当の額は、基準日にそれぞれ在職する職員の期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第47条の適用を受ける職員を除き採用日から基準日までの期間が1箇月未満の職員の割合は零とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- (5) 在職期間なし 100分の0

2 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

3 第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 別表第6の職員の欄に掲げる職員（定年前再雇用職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手

当の月額合計額に同表の職員の欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の加算割合の欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

- 5 期末手当に係る在職期間の算定については、就業規則第43条第3項に定める停職であった期間を除算する。
- 6 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、理事長が別に定める。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、第39条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第42条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合で

あって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第5項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤勉手当）

第43条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。

第44条 前条に規定する勤勉手当は、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、勤務期間による割合（以下「期間率」という。）

及び人事評価の評価結果による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額に人事評価の評価結果による加算額（以下「加算額」という。）を加えた額とする。この場合において、加算額を除き支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の48.75」とする。
- 4 第40条第3項及び第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第44条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 5 第41条及び第42条の規定は、第43条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「第39条」とあるのは「第43条」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第43条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。
- 6 第2項の規定による、成績率及び加算額の適用は別表第8の左欄に掲げる基準日の内、上段の基準日に係る勤勉手当のみ適用するものとする。

（期間率、成績率及び加算額）

第45条 期間率は、別表第7の左欄に掲げる基準日以前6箇月以内の期間における勤務期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合とする。ただし、第47条の適用を受ける職員を除き採用日から基準日までの期間が1箇月未満の職員の割合は零とする。

- 2 勤勉手当に係る在職期間の算定については、就業規則第15条に定める休職及び同規則第43条第3項に定める停職であった期間を除算する。
- 3 成績率は、基準日の属する年度の前年度の人事評価の評価結果の区分に応じ、理事長が定める割合とする。
- 4 加算額は、基準日の属する年度の前年度の人事評価の評価結果の区分に応じ、理事長が定める額とする。

（勤勉手当の控除）

第46条 職員が第45条に規定する勤務期間において欠勤（所定の勤務時間中に勤務しないため第9条第1項の規定により給与の減額が行われる場合で理事長が定めるものをいう。）、病気休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）、産前休暇又は産後休暇により所定の勤務日に勤務しないとき

は、加算額を除く勤勉手当支給額に180（勤務期間が6箇月未満のときは当該勤務期間の総日数）分の勤務しない日数を乗じて得た額を控除する。

（期間の通算）

第47条 第40条第1項に規定する在職期間及び第45条に規定する勤務期間には、この規程の適用を受ける職員以外の常勤の職員等としての在職期間及び勤務期間を通算することができる。

（役員を兼ねる職員の期末手当及び勤勉手当）

第48条 職員が法人の役員を兼ねる場合、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の期末手当及び勤勉手当の合計額に、100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第49条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第8の基準日の欄に掲げる基準日の別に応じ、それぞれ同表の支給日の欄に定める日とする。ただし、支給日の欄に定める日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。

2 前項の支給日は、理事長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（端数計算）

第50条 第40条第1項の期末手当基礎額又は第44条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第12章 雑則

（定年前再雇用職員についての適用除外）

第51条 第16条、第17条及び第26条の規定は、再雇用規程の規定により採用された職員には適用しない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第52条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにその他理事長が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

（出張中の職員に対する取扱）

第53条 業務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、支給しない。ただし、第30条、第32条及び第34条までの勤務に服すべき指示を受けて出張した場合は、この限りでない。

(給与からの控除)

第54条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定をしたものについて行うものとする。

(給与の口座振替)

第55条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(時間外勤務手当等の支給の特例)

第56条 第15条第2項に規定する理事長が定める場合は、法令等に基づく緊急業務（風水害等による非常災害対策の業務に限る。）に対処するため、第30条、第32条又は第34条の勤務をした場合とする。この場合においては、当該勤務をした職員に対し、それぞれの規定に基づく手当を支給することができる。

(委任)

第57条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

改正

平成27年3月27日

平成28年3月25日

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(55歳を超える管理職にある職員の特例)

2 平成30年3月31日までの間、職員（別表に掲げる職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員、再雇用職員及び理事長が定める職員を除く。）のうち、その号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第4項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から

当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。））

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額の合計額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同表に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第44条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同表に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 第11条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に

適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第11条第1項 前各号に定める額

イ 第11条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第11条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第11条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

5 平成24年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において、廃止前の吹田市病院企業職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の適用を受けていた職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を減じた額に達しないこととなるもの（再雇用職員及び理事長が定めるものを除く。）には、当該達しないこととなる間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（1）平成26年4月1日から平成26年12月31日まで 100分の6

（2）平成27年1月1日から平成27年12月31日まで 100分の8

（3）平成28年1月1日から平成28年12月31日まで 100分の10

（4）平成29年1月1日から平成29年12月31日まで 100分の12

（5）平成30年1月1日から平成30年12月31日まで 100分の14

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除

く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 前3項の規定による給料を支給される職員についての規程附則第5項の規定の適用については、同項各号に定める金額の計算の基礎となる当該職員の給料月額、給料月額と附則第5項の規定による給料の額との合計額とする。

(委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成27年3月27日)

(施行期日等)

1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。

2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程(以下「平成27年3月改正後職員給与規程」という。)第28条第2項、別表第1から別表第5の規定は平成26年4月1日から、平成27年3月改正後職員給与規程第44条第2項及び第3項の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 平成27年3月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成27年3月改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成27年 3月27日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

（事務職等給料表、技能職・労務職給料表の適用を受ける職員の号給の改定）

- 2 平成27年 4月 1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き事務職等給料表及び技能職・労務職給料表の適用を受ける職員の号給は、切替日において、当該職員が新たに給料表の適用を受けた際に初任給として受けた号給の 8 号給下位の号給を初任給として受けたとした場合に当該職員が切替日に受けることとなる号給（次項において「改定後の号給」という。）に改定する。

- 3 前項に定める職員の改定後の号給の決定は、平成27年 3月改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成27年 3月改正後職員給与規程」という。）の規定により行う。

（改正前の規程による初任給に関する措置）

- 4 第 2 項に定める職員で、改正前の職員給与規程の規定により初任給を受けた職員については、当該職員が初任給として受けた号給に相当する号給として理事長が定める平成27年 3月改正後職員給与規程の規定による号給を当該職員が受けた号給とみなして、前 2 項の規定を適用する。

（医療職給料表（二）、医療職給料表（三）の適用を受ける職員の号給の改定）

- 5 切替日の前日から引き続き医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員で、平成27年 1月 1日に昇給のあった者の号給は、切替日において、1 号給下位の号給に改定する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（附則第 2 項及び第 5 項の規定により号給が改定された職員にあつては、改定後の号給の平成27年 3月改正後職員給与規程別表

第1、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表に定める給料月額）（職員給与規程平成26年4月1日施行附則第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項に規定する給料を加算した額）に達しないこととなるもの（理事長が定めるものを除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程第15条第1項に規定する職員（再雇用職員及び理事長が定める職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

10 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月25日）

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。

2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成28年3月改正後職員給与規程」という。）の規定は平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 平成28年3月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（附則（平成27年3月27日）第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、平成28年3月改正後職員給与規程の規定による給与（附則（平成27年3月27日）第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年 3 月25日）

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月16日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月16日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成28年12月改正後職員給与規程」という。）の規定は平成28年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 平成28年12月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成28年12月改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年12月16日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 2 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第17条ただし書の規定は適用せず、当該期間に係る改正後給与規程第19条第 1 項の規定による扶養手当の月額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで 改正後給与規程第18条第 1 項第 1 号に該当する扶養親族については10,000円とし、同条第 1 項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については10,000円）とし、その他の扶養親族については 1 人につき 6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000円）とする。
- （2）平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで 扶養親族たる子以外の扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500円

とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級又は2等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員にあっては、3,500円)とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

(委任)

- 3 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成30年3月9日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、附則(平成27年3月27日)第5項の適用を受けた職員の号給は、平成30年4月1日において1号給上位の号給に改定する。

附 則 (平成30年11月9日)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、137.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「137.5分の10」とあるのは、「80分の5」とする。

附 則 (令和4年6月24日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年6月24日から施行する。

- 2 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和 4 年11月 4 日）

（施行期日等）

この規程は、令和 4 年11月 4 日から施行する。

附 則（令和 4 年11月25日）

この規程は、令和 4 年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年11月25日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月24日）

（施行期日）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（60歳を超える職員の給料月額の特例）

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）医師または歯科医師

（2）本人の希望により職務の等級を 6 等級以下に降格した者

（管理監督職勤務上限年齢調整額）

4 就業規則第21条に規定する降格をされた職員であって、当該降格をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 2 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 2 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料を支給される職員であって、当該支給される額と附則第 2 項の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号

給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。

附 則（令和5年12月15日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和5年12月15日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年12月1日から適用する。

附 則（令和5年12月15日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- （号給の切替え）
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1及び別表第3から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の等級を異にする異動をした職員及び理事長が定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（令和7年5月16日）

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条、第11条、第40条及

び第46条の改正規定については、令和8年10月1日から適用する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条の規定による地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程第17条から第23条までの規定の適用については、同規程第17条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次条第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の職務の等級が1等級、2等級及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員に対しては」と、同規程第18条中「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同規程第19条第1項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「と、前条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

- 3 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表

号給の切替表

1 事務職等給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9

14	1	1	1	2	6	10
15	1	1	1	3	7	11
16	1	1	1	4	8	12
17	1	1	1	5	9	13
18	2	1	2	6	10	14
19	2	1	3	7	11	15
20	2	1	4	8	12	16
21	2	1	5	9	13	17
22	2	1	6	10	14	18
23	3	1	7	11	15	19
24	3	2	8	12	16	20
25	3	2	9	13	17	21
26	3	2	10	14	18	22
27	4	2	11	15	19	23
28	4	3	12	16	20	24
29	4	3	13	17	21	25
30	4	3	14	18	22	26
31	5	3	15	19	23	27
32	5	3	16	20	24	28
33	5	3	17	21	25	29
34	5	4	18	22	26	30
35	6	4	19	23	27	31
36	6	4	20	24	28	32
37	6	4	21	25	29	33
38	6	4	22	26	30	34
39	6	4	23	27	31	35
40	7	4	24	28	32	36
41	7	4	25	29	33	37
42		5	26	30	34	38
43		5	27	31	35	39
44		5	28	32	36	40
45		5	29	33	37	41
46			30	34	38	42
47			31	35	39	43
48			32	36	40	44

49			33	37	41	45
50			34	38	42	46
51			35	39	43	47
52			36	40	44	48
53			37	41	45	49
54			38	42	46	50
55			39	43	47	51
56			40	44	48	52
57			41	45	49	53
58			42	46	50	54
59			43	47	51	55
60			44	48	52	56
61			45	49	53	57
62				50	54	58
63				51	55	59
64				52	56	60
65				53	57	61
66				54	58	62
67				55	59	63
68				56	60	64
69				57	61	65
70				58	62	66
71				59	63	67
72				60	64	68
73				61	65	69
74				62	66	70
75				63	67	71
76				64	68	72
77				65	69	73
78				66	70	74
79				67	71	75
80				68	72	76
81				69	73	77
82				70	74	78
83				71	75	79

84				72	76	80
85				73	77	81
86					78	82
87					79	83
88					80	84
89					81	85
90					82	86
91					83	87
92					84	88
93					85	89
94						90
95						91
96						92
97						93
98						94
99						95
100						96
101						97
102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105
110						106
111						107
112						108
113						109

2 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	3	1	1	1
2	4	1	1	1

3	4	1	1	1
4	5	1	1	1
5	6	1	1	1
6	7	1	1	1
7	8	1	1	1
8	8	1	1	1
9	8	1	1	1
10	8	1	1	1
11	8	1	1	1
12	8	1	1	1
13	8	1	1	1
14	8	1	1	2
15	8	1	1	3
16	8	1	1	4
17	8	1	1	5
18	8	1	2	6
19	8	1	3	7
20	8	1	4	8
21	8	1	5	9
22	8	1	6	10
23	8	1	7	11
24	8	1	8	12
25	8	1	9	13
26	8	1	10	14
27	8	1	11	15
28	8	1	12	16
29	8	1	13	17
30	8	1	14	18
31	8	1	15	19
32	8	1	16	20
33	8	1	17	21
34	8	1	18	22
35	8	1	19	23
36	8	1	20	24
37	8	1	21	25

38	8	2	22	26
39	8	2	23	27
40	8	2	24	28
41	8	3	25	29
42	8	3	26	30
43	8	4	27	31
44	8	4	28	32
45	8	4	29	33
46	8	5	30	34
47	8	5	31	35
48	8	6	32	36
49	8	6	33	37
50		6	34	38
51		7	35	39
52		7	36	40
53		8	37	41
54		9	38	42
55		9	39	43
56		10	40	44
57		10	41	45
58		10	42	46
59		10	43	47
60		10	44	48
61		10	45	49
62		10	46	50
63		10	47	51
64		10	48	52
65		10	49	53
66		10	50	54
67		10	51	55
68		10	52	56
69		10	53	57
70		10	54	58
71		10	55	59
72		10	56	60

73		10	57	61
74		10	58	
75		10	59	
76		10	60	
77		10	61	
78			62	
79			63	
80			64	
81			65	
82			66	
83			67	
84			68	
85			69	
86			70	
87			71	
88			72	
89			73	

3 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9
14	1	1	1	1	6	10
15	1	1	1	1	7	11

16	1	1	1	1	8	12
17	1	1	1	1	9	13
18	1	1	1	1	10	14
19	1	1	1	1	11	15
20	1	1	1	1	12	16
21	1	1	1	1	13	17
22	1	1	1	2	14	18
23	1	1	1	3	15	19
24	1	1	1	4	16	20
25	1	1	1	5	17	21
26	1	1	1	6	18	22
27	1	1	1	7	19	23
28	1	1	1	8	20	24
29	1	1	1	9	21	25
30	2	1	2	10	22	26
31	2	1	3	11	23	27
32	2	1	4	12	24	28
33	2	1	5	13	25	29
34	2	1	6	14	26	30
35	3	1	7	15	27	31
36	3	2	8	16	28	32
37	3	2	9	17	29	33
38	3	2	10	18	30	34
39	4	2	11	19	31	35
40	4	3	12	20	32	36
41	4	3	13	21	33	37
42		3	14	22	34	38
43		3	15	23	35	39
44		3	16	24	36	40
45		3	17	25	37	41
46			18	26	38	42
47			19	27	39	43
48			20	28	40	44
49			21	29	41	45
50			22	30	42	46

51			23	31	43	47
52			24	32	44	48
53			25	33	45	49
54			26	34	46	50
55			27	35	47	51
56			28	36	48	52
57			29	37	49	53
58			30	38	50	54
59			31	39	51	55
60			32	40	52	56
61			33	41	53	57
62			34	42	54	58
63			35	43	55	59
64			36	44	56	60
65			37	45	57	61
66				46	58	62
67				47	59	63
68				48	60	64
69				49	61	65
70				50	62	66
71				51	63	67
72				52	64	68
73				53	65	69
74				54	66	70
75				55	67	71
76				56	68	72
77				57	69	73
78				58	70	74
79				59	71	75
80				60	72	76
81				61	73	77
82				62	74	78
83				63	75	79
84				64	76	80
85				65	77	81

86				66	78	82
87				67	79	83
88				68	80	84
89				69	81	85
90				70	82	86
91				71	83	87
92				72	84	88
93				73	85	89
94						90
95						91
96						92
97						93
98						94
99						95
100						96
101						97
102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105
110						106
111						107
112						108
113						109

4 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9
14	1	1	1	1	6	10
15	1	1	1	1	7	11
16	1	1	1	1	8	12
17	1	1	1	1	9	13
18	1	1	1	1	10	14
19	1	1	1	1	11	15
20	1	1	1	1	12	16
21	1	1	1	1	13	17
22	1	1	1	1	14	18
23	1	1	1	1	15	19
24	1	1	1	1	16	20
25	1	1	1	1	17	21
26	1	1	1	2	18	22
27	1	1	1	3	19	23
28	1	1	1	4	20	24
29	1	1	1	5	21	25
30	1	1	1	6	22	26
31	1	1	1	7	23	27
32	1	1	1	8	24	28
33	1	1	1	9	25	29
34	1	1	1	10	26	30
35	1	1	1	11	27	31
36	1	1	1	12	28	32
37	1	1	1	13	29	33
38	2	1	2	14	30	34
39	2	1	3	15	31	35

40	2	1	4	16	32	36
41	2	1	5	17	33	37
42		1	6	18	34	38
43		1	7	19	35	39
44		2	8	20	36	40
45		2	9	21	37	41
46			10	22	38	42
47			11	23	39	43
48			12	24	40	44
49			13	25	41	45
50			14	26	42	46
51			15	27	43	47
52			16	28	44	48
53			17	29	45	49
54			18	30	46	50
55			19	31	47	51
56			20	32	48	52
57			21	33	49	53
58			22	34	50	54
59			23	35	51	55
60			24	36	52	56
61			25	37	53	57
62			26	38	54	58
63			27	39	55	59
64			28	40	56	60
65			29	41	57	61
66				42	58	62
67				43	59	63
68				44	60	64
69				45	61	65
70				46	62	66
71				47	63	67
72				48	64	68
73				49	65	69
74				50	66	70

75				51	67	71
76				52	68	72
77				53	69	73
78				54	70	74
79				55	71	75
80				56	72	76
81				57	73	77
82				58	74	78
83				59	75	79
84				60	76	80
85				61	77	81
86				62	78	82
87				63	79	83
88				64	80	84
89				65	81	85
90				66	82	86
91				67	83	87
92				68	84	88
93				69	85	89
94				70		90
95				71		91
96				72		92
97				73		93
98						94
99						95
100						96
101						97
102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105

110						106
111						107
112						108
113						109

別表第1（第4条関係）

事務職等給料表

職員の 区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	524,900	471,500	420,300	366,200	308,200	273,800	192,300
再雇用	2	531,600	476,800	422,200	367,900	309,700	274,800	193,400
短時間	3	536,700	481,700	424,100	369,600	311,300	275,800	194,600
勤務職	4	540,900	486,300	425,900	371,200	312,800	276,800	195,700
員以外	5	544,300	490,300	427,700	372,800	314,200	278,000	196,800
の職員	6	547,500	493,700	429,500	374,600	315,500	279,000	198,500
	7	550,400	496,600	431,300	376,100	316,600	279,900	200,100
	8	552,900	499,100	433,100	377,700	318,000	281,000	201,700
	9	554,900	501,100	434,700	379,100	319,300	282,000	203,300
	10			436,200	380,700	320,900	283,100	205,000
	11			437,700	382,300	322,500	284,100	206,600
	12			439,200	383,800	324,100	285,100	208,200
	13			440,700	385,700	325,600	286,100	209,800
	14			442,000	387,600	327,200	287,600	211,500
	15			443,300	389,500	328,800	288,900	213,200
	16			444,500	391,300	330,400	290,100	214,900
	17			445,700	392,800	331,800	291,300	216,200
	18			447,000	394,600	333,500	292,700	217,800
	19			448,300	396,300	335,100	294,000	219,400
	20			449,500	397,900	336,700	295,300	220,900

21	450,700	399,600	338,200	296,400	222,500
22	451,500	401,000	339,900	297,700	224,100
23	452,300	402,400	341,600	299,000	225,700
24	453,100	403,800	343,200	300,400	227,300
25	453,700	405,200	344,500	301,700	229,000
26	454,300	406,400	346,400	302,900	230,700
27	454,900	407,600	348,100	304,000	232,100
28	455,500	408,600	349,700	305,200	233,400
29	456,200	409,700	351,200	306,400	234,700
30	457,000	410,900	352,800	307,600	235,900
31	457,400	412,000	354,400	308,700	237,000
32	458,100	413,100	356,000	309,900	238,100
33	458,600	413,800	357,700	311,000	239,200
34	459,000	414,500	359,500	312,300	240,500
35	459,400	415,100	361,300	313,600	241,900
36	459,800	415,800	363,100	314,900	243,300
37	460,200	416,400	364,600	316,200	244,800
38	460,500	417,000	366,000	317,500	246,200
39	460,800	417,500	367,400	318,800	247,600
40	461,100	417,900	368,800	320,100	249,000
41	461,400	418,300	370,300	321,400	250,500
42	461,700	418,500	371,100	322,600	251,700
43	462,000	418,800	372,000	323,900	253,000
44	462,300	419,100	373,000	325,000	254,300
45	462,600	419,400	373,900	326,000	255,500
46		419,700	375,000	327,300	256,700
47		420,000	375,900	328,600	257,900
48		420,300	376,900	329,900	259,100
49		420,500	377,800	331,000	260,200
50		420,800	378,500	332,300	261,300

51	421, 000	379, 200	333, 500	262, 400
52	421, 300	379, 800	334, 700	263, 500
53	421, 500	380, 200	336, 000	264, 500
54	421, 800	380, 800	337, 000	265, 500
55	422, 100	381, 400	338, 100	266, 500
56	422, 400	382, 100	339, 200	267, 500
57	422, 600	382, 400	339, 900	268, 700
58	422, 900	383, 100	340, 800	269, 600
59	423, 200	383, 800	341, 500	270, 400
60	423, 400	384, 400	342, 300	271, 400
61	423, 600	384, 700	343, 100	272, 300
62	423, 900	385, 200	343, 500	273, 100
63	424, 200	385, 800	344, 000	273, 900
64	424, 400	386, 400	344, 700	274, 600
65	424, 600	386, 700	345, 500	275, 300
66	424, 900	387, 300	346, 200	276, 300
67	425, 200	388, 000	346, 900	277, 100
68	425, 400	388, 600	347, 500	277, 700
69	425, 600	389, 000	348, 000	278, 400
70	425, 900	389, 500	348, 600	279, 300
71	426, 200	390, 100	349, 100	280, 200
72	426, 400	390, 600	349, 700	281, 100
73	426, 600	391, 100	350, 000	281, 800
74		391, 700	350, 500	282, 500
75		392, 100	350, 800	283, 400
76		392, 400	351, 200	284, 200
77		392, 800	351, 600	284, 900
78		393, 300	352, 100	285, 600
79		393, 700	352, 600	286, 400
80		394, 100	353, 100	287, 200

81				394,500	353,400	288,000
82				395,000	353,800	288,600
83				395,400	354,200	289,300
84				395,800	354,600	290,000
85				396,100	354,900	290,500
86					355,300	291,100
87					355,700	291,700
88					356,100	292,400
89					356,300	293,100
90					356,700	293,700
91					357,100	294,300
92					357,500	295,000
93					357,600	295,600
94					358,000	296,200
95					358,400	296,700
96					358,700	297,200
97					359,000	297,800
98					359,400	298,400
99					359,800	298,900
100					360,200	299,500
101					360,700	299,900
102					361,100	300,400
103					361,500	300,900
104					361,900	301,500
105					362,400	302,000
106					362,800	302,400
107					363,100	302,700
108					363,400	303,000
109					363,800	303,100
110						303,500

	111						303, 700
	112						304, 000
	113						304, 200
	114						304, 400
	115						304, 700
	116						304, 900
	117						305, 200
	118						305, 400
	119						305, 700
	120						306, 000
	121						306, 300
	122						306, 600
	123						306, 900
	124						307, 200
	125						307, 300
	126						307, 500
	127						307, 900
	128						308, 300
	129						308, 500
	130						308, 800
	131						309, 100
	132						309, 500
	133						309, 700
	134						310, 000
	135						310, 300
	136						310, 600
	137						310, 800
	138						311, 100
	139						311, 400
	140						311, 700

141								311,900
142								312,200
143								312,600
144								312,900
145								313,000
146								313,300
147								313,600
148								314,000
149								314,200
150								314,400
151								314,700
152								315,000
153								315,300
154								315,500
155								315,800
156								316,100
157								316,400
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		462,000	408,800	374,400	331,500	289,700	269,100	227,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係） 削除

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円

1	606,900	559,700	457,400	391,700	266,000
2	612,700	565,800	459,600	395,200	268,500
3	617,700	570,900	461,800	398,400	271,000
4	622,000	575,600	463,900	401,700	273,500
5	626,000	579,900	465,400	404,600	275,500
6	629,400	584,200	467,700	407,200	278,000
7	632,300	587,600	470,100	409,800	280,400
8	635,000	590,500	472,300	412,400	282,800
9		593,000	474,300	415,100	285,000
10		595,300	476,500	417,400	288,500
11			478,700	419,100	292,000
12			481,000	421,000	295,400
13			483,200	422,900	299,000
14			485,300	425,000	302,500
15			487,600	427,100	306,100
16			489,700	429,100	309,600
17			491,500	431,100	313,100
18			493,600	433,200	317,000
19			495,700	434,700	320,900
20			497,700	436,400	324,500
21			499,800	438,300	328,200
22			501,500	439,900	331,700
23			503,300	441,600	335,300
24			505,100	443,400	338,900
25			506,700	445,300	342,600
26			508,500	447,300	346,300
27			510,300	449,100	349,700
28			511,800	451,000	353,200
29			513,200	452,800	356,600
30			514,900	454,400	359,200
31			516,700	456,100	361,700

32		518,400	457,900	364,000
33		519,900	459,700	366,100
34		521,200	461,500	368,000
35		522,500	463,100	369,700
36		523,800	464,800	371,500
37		524,900	466,400	373,400
38		526,200	468,100	375,700
39		527,500	469,800	377,900
40		528,800	471,400	380,000
41		529,800	473,300	382,100
42		530,600	474,500	384,200
43		531,400	475,600	386,400
44		532,200	476,800	388,500
45		533,100	477,800	390,500
46		533,900	478,700	391,400
47		534,800	479,600	392,100
48		535,600	480,400	393,000
49		536,500	481,200	393,900
50		537,400	481,900	395,200
51		538,100	482,600	396,500
52		539,000	483,200	397,700
53		539,900	483,800	398,500
54		540,700	484,500	399,200
55		541,600	485,100	400,000
56		542,500	485,800	400,500
57		543,300	486,100	401,200
58		544,100	486,700	401,900
59		544,900	487,300	402,500
60		545,600	488,000	403,200
61		546,400	488,400	403,900
62		547,300		404,800

63			548, 200		405, 400
64			549, 100		406, 000
65			549, 900		406, 600
66			550, 800		407, 000
67			551, 700		407, 300
68			552, 600		407, 600
69			553, 400		407, 900
70			554, 300		
71			555, 200		
72			556, 100		
73			556, 900		

備考 この表は、医師及び歯科医師で別に定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	524, 600	471, 200	420, 000	365, 800	307, 500	272, 900	191, 200
再雇用	2	531, 300	476, 500	421, 900	367, 500	309, 000	273, 900	192, 300
短時間	3	536, 400	481, 400	423, 800	369, 200	310, 600	274, 900	193, 500
勤務職	4	540, 600	486, 000	425, 600	370, 800	312, 200	275, 900	194, 600
員以外	5	544, 000	490, 000	427, 400	372, 400	313, 600	277, 100	195, 700
の職員	6	547, 200	493, 400	429, 200	374, 300	314, 900	278, 200	197, 400
	7	550, 100	496, 300	431, 000	375, 800	316, 000	279, 100	199, 000
	8	552, 600	498, 800	432, 800	377, 400	317, 400	280, 200	200, 600
	9	554, 600	500, 800	434, 400	378, 800	318, 700	281, 200	202, 100
	10			435, 900	380, 400	320, 400	282, 300	203, 800
	11			437, 400	382, 000	322, 000	283, 300	205, 400
	12			438, 900	383, 600	323, 600	284, 300	207, 000
	13			440, 400	385, 500	325, 100	285, 300	208, 600

14	441,700	387,400	326,700	286,800	210,200
15	443,000	389,300	328,300	288,100	211,900
16	444,200	391,100	329,900	289,400	213,600
17	445,400	392,600	331,400	290,600	214,900
18	446,700	394,400	333,100	292,000	216,500
19	448,000	396,100	334,700	293,300	218,100
20	449,200	397,700	336,300	294,600	219,600
21	450,400	399,400	337,800	295,700	221,200
22	451,200	400,800	339,500	297,100	222,800
23	452,000	402,200	341,300	298,400	224,500
24	452,800	403,600	342,900	299,800	226,100
25	453,400	405,000	344,200	301,100	227,800
26	454,100	406,200	346,100	302,300	229,500
27	454,700	407,400	347,800	303,400	230,900
28	455,300	408,400	349,400	304,700	232,200
29	456,000	409,500	350,900	305,900	233,500
30	456,800	410,700	352,500	307,100	234,800
31	457,200	411,800	354,200	308,200	235,900
32	457,900	412,900	355,800	309,400	237,000
33	458,400	413,600	357,500	310,500	238,100
34	458,800	414,300	359,300	311,800	239,400
35	459,200	414,900	361,100	313,200	240,800
36	459,600	415,600	362,900	314,500	242,200
37	460,000	416,200	364,400	315,800	243,700
38	460,300	416,800	365,800	317,100	245,100
39	460,600	417,300	367,200	318,400	246,500
40	460,900	417,700	368,600	319,700	248,000
41	461,200	418,100	370,100	321,000	249,500
42	461,500	418,300	370,900	322,300	250,700
43	461,800	418,600	371,800	323,600	252,000

44	462, 100	418, 900	372, 800	324, 700	253, 300
45	462, 400	419, 200	373, 700	325, 700	254, 500
46		419, 500	374, 800	327, 000	255, 700
47		419, 800	375, 700	328, 300	256, 900
48		420, 100	376, 700	329, 600	258, 100
49		420, 300	377, 600	330, 700	259, 200
50		420, 600	378, 300	332, 100	260, 300
51		420, 800	379, 000	333, 300	261, 500
52		421, 100	379, 600	334, 500	262, 600
53		421, 300	380, 000	335, 800	263, 600
54		421, 600	380, 600	336, 800	264, 600
55		421, 900	381, 200	337, 900	265, 600
56		422, 200	381, 900	339, 000	266, 700
57		422, 400	382, 200	339, 700	267, 900
58		422, 700	382, 900	340, 600	268, 800
59		423, 000	383, 600	341, 300	269, 600
60		423, 200	384, 200	342, 100	270, 600
61		423, 400	384, 500	342, 900	271, 500
62		423, 700	385, 000	343, 300	272, 400
63		424, 000	385, 600	343, 800	273, 200
64		424, 200	386, 200	344, 500	273, 900
65		424, 400	386, 500	345, 300	274, 600
66		424, 700	387, 100	346, 000	275, 600
67		425, 000	387, 800	346, 700	276, 400
68		425, 200	388, 400	347, 300	277, 000
69		425, 400	388, 800	347, 800	277, 700
70		425, 700	389, 300	348, 400	278, 600
71		426, 000	389, 900	348, 900	279, 500
72		426, 200	390, 400	349, 500	280, 400
73		426, 400	390, 900	349, 800	281, 200

74				391,500	350,300	281,900
75				391,900	350,600	282,800
76				392,200	351,000	283,600
77				392,600	351,400	284,300
78				393,100	351,900	285,100
79				393,500	352,400	285,900
80				393,900	352,900	286,700
81				394,300	353,200	287,500
82				394,800	353,600	288,100
83				395,200	354,000	288,800
84				395,600	354,400	289,500
85				395,900	354,700	290,100
86					355,100	290,700
87					355,500	291,300
88					355,900	292,000
89					356,100	292,700
90					356,500	293,300
91					356,900	293,900
92					357,300	294,600
93					357,400	295,300
94					357,800	295,900
95					358,200	296,400
96					358,500	296,900
97					358,800	297,500
98					359,200	298,100
99					359,600	298,600
100					360,000	299,200
101					360,500	299,700
102					360,900	300,200
103					361,300	300,700

104					361,700	301,300
105					362,200	301,800
106					362,600	302,200
107					362,900	302,500
108					363,200	302,800
109					363,600	302,900
110						303,300
111						303,500
112						303,800
113						304,000
114						304,200
115						304,500
116						304,700
117						305,000
118						305,200
119						305,500
120						305,800
121						306,100
122						306,400
123						306,700
124						307,000
125						307,100
126						307,300
127						307,700
128						308,100
129						308,300
130						308,600
131						308,900
132						309,300
133						309,500

	134							309,800
	135							310,100
	136							310,400
	137							310,600
	138							310,900
	139							311,200
	140							311,500
	141							311,700
	142							312,000
	143							312,400
	144							312,700
	145							312,800
	146							313,100
	147							313,400
	148							313,800
	149							314,000
	150							314,200
	151							314,500
	152							314,800
	153							315,100
	154							315,300
	155							315,600
	156							315,900
	157							316,200
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		461,700	408,600	374,200	331,300	289,500	268,900	227,200

備考 この表は、薬剤師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	円 524,600	円 471,200	円 420,000	円 365,800	円 307,500	円 272,900	円 191,200
	2	531,300	476,500	421,900	367,500	309,000	273,900	192,300
	3	536,400	481,400	423,800	369,200	310,600	274,900	193,500
	4	540,600	486,000	425,600	370,800	312,200	275,900	194,600
	5	544,000	490,000	427,400	372,400	313,600	277,100	195,700
	6	547,200	493,400	429,200	374,300	314,900	278,200	197,400
	7	550,100	496,300	431,000	375,800	316,000	279,100	199,000
	8	552,600	498,800	432,800	377,400	317,400	280,200	200,600
	9	554,600	500,800	434,400	378,800	318,700	281,200	202,100
	10			435,900	380,400	320,400	282,300	203,800
	11			437,400	382,000	322,000	283,300	205,400
	12			438,900	383,600	323,600	284,300	207,000
	13			440,400	385,500	325,100	285,300	208,600
	14			441,700	387,400	326,700	286,800	210,200
	15			443,000	389,300	328,300	288,100	211,900
	16			444,200	391,100	329,900	289,400	213,600
	17			445,400	392,600	331,400	290,600	214,900
	18			446,700	394,400	333,100	292,000	216,500
	19			448,000	396,100	334,700	293,300	218,100
	20			449,200	397,700	336,300	294,600	219,600
	21			450,400	399,400	337,800	295,700	221,200
	22			451,200	400,800	339,500	297,100	222,800
	23			452,000	402,200	341,300	298,400	224,500
	24			452,800	403,600	342,900	299,800	226,100
	25			453,400	405,000	344,200	301,100	227,800

26	454,100	406,200	346,100	302,300	229,500
27	454,700	407,400	347,800	303,400	230,900
28	455,300	408,400	349,400	304,700	232,200
29	456,000	409,500	350,900	305,900	233,500
30	456,800	410,700	352,500	307,100	234,800
31	457,200	411,800	354,200	308,200	235,900
32	457,900	412,900	355,800	309,400	237,000
33	458,400	413,600	357,500	310,500	238,100
34	458,800	414,300	359,300	311,800	239,400
35	459,200	414,900	361,100	313,200	240,800
36	459,600	415,600	362,900	314,500	242,200
37	460,000	416,200	364,400	315,800	243,700
38	460,300	416,800	365,800	317,100	245,100
39	460,600	417,300	367,200	318,400	246,500
40	460,900	417,700	368,600	319,700	248,000
41	461,200	418,100	370,100	321,000	249,500
42	461,500	418,300	370,900	322,300	250,700
43	461,800	418,600	371,800	323,600	252,000
44	462,100	418,900	372,800	324,700	253,300
45	462,400	419,200	373,700	325,700	254,500
46		419,500	374,800	327,000	255,700
47		419,800	375,700	328,300	256,900
48		420,100	376,700	329,600	258,100
49		420,300	377,600	330,700	259,200
50		420,600	378,300	332,100	260,300
51		420,800	379,000	333,300	261,500
52		421,100	379,600	334,500	262,600
53		421,300	380,000	335,800	263,600
54		421,600	380,600	336,800	264,600
55		421,900	381,200	337,900	265,600

56	422, 200	381, 900	339, 000	266, 700
57	422, 400	382, 200	339, 700	267, 900
58	422, 700	382, 900	340, 600	268, 800
59	423, 000	383, 600	341, 300	269, 600
60	423, 200	384, 200	342, 100	270, 600
61	423, 400	384, 500	342, 900	271, 500
62	423, 700	385, 000	343, 300	272, 400
63	424, 000	385, 600	343, 800	273, 200
64	424, 200	386, 200	344, 500	273, 900
65	424, 400	386, 500	345, 300	274, 600
66	424, 700	387, 100	346, 000	275, 600
67	425, 000	387, 800	346, 700	276, 400
68	425, 200	388, 400	347, 300	277, 000
69	425, 400	388, 800	347, 800	277, 700
70	425, 700	389, 300	348, 400	278, 600
71	426, 000	389, 900	348, 900	279, 500
72	426, 200	390, 400	349, 500	280, 400
73	426, 400	390, 900	349, 800	281, 200
74		391, 500	350, 300	281, 900
75		391, 900	350, 600	282, 800
76		392, 200	351, 000	283, 600
77		392, 600	351, 400	284, 300
78		393, 100	351, 900	285, 100
79		393, 500	352, 400	285, 900
80		393, 900	352, 900	286, 700
81		394, 300	353, 200	287, 500
82		394, 800	353, 600	288, 100
83		395, 200	354, 000	288, 800
84		395, 600	354, 400	289, 500
85		395, 900	354, 700	290, 100

86					355, 100	290, 700
87					355, 500	291, 300
88					355, 900	292, 000
89					356, 100	292, 700
90					356, 500	293, 300
91					356, 900	293, 900
92					357, 300	294, 600
93					357, 400	295, 300
94					357, 800	295, 900
95					358, 200	296, 400
96					358, 500	296, 900
97					358, 800	297, 500
98					359, 200	298, 100
99					359, 600	298, 600
100					360, 000	299, 200
101					360, 500	299, 700
102					360, 900	300, 200
103					361, 300	300, 700
104					361, 700	301, 300
105					362, 200	301, 800
106					362, 600	302, 200
107					362, 900	302, 500
108					363, 200	302, 800
109					363, 600	302, 900
110						303, 300
111						303, 500
112						303, 800
113						304, 000
114						304, 200
115						304, 500

116						304, 700
117						305, 000
118						305, 200
119						305, 500
120						305, 800
121						306, 100
122						306, 400
123						306, 700
124						307, 000
125						307, 100
126						307, 300
127						307, 700
128						308, 100
129						308, 300
130						308, 600
131						308, 900
132						309, 300
133						309, 500
134						309, 800
135						310, 100
136						310, 400
137						310, 600
138						310, 900
139						311, 200
140						311, 500
141						311, 700
142						312, 000
143						312, 400
144						312, 700
145						312, 800

146								313,100
147								313,400
148								313,800
149								314,000
150								314,200
151								314,500
152								314,800
153								315,100
154								315,300
155								315,600
156								315,900
157								316,200
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		461,700	408,600	374,200	331,300	289,500	268,900	227,200

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第40条関係）

給料表	職員	加算割合
事務職等給料表	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3
医療職給料表 (一)	(1) 給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が3等級である職員（理事	100分の15

	長が定める職員に限る。)	
	(3) 給料表の職務の等級が3等級である職員(前号に掲げる職員を除く。)及び給料表の職務の等級が4等級である職員(理事長が定める職員に限る。)	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が4等級である職員(前号に掲げる職員を除く。)及び給料表の職務の等級が5等級である職員(理事長が定める職員に限る。)	100分の5
医 療 職 給 料 表	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
(二)	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3
医 療 職 給 料 表	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
(三)	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3

別表第7 (第45条関係)

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の90
4 箇月以上 5 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 4 箇月未満	100分の70
2 箇月以上 3 箇月未満	100分の60
1 箇月以上 2 箇月未満	100分の50
1 箇月未満	100分の40
零	零

別表第 8（第49条関係）

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日